

2026年度 天王寺駅前おおぞら保育園 重要事項説明書

天王寺駅前おおぞら保育園

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 聖徳会
所 在 地	大阪府松原市阿保3-14-22
電 話 番 号	072-331-4164
代表者氏名	理事長 岩田 敏郎

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	天王寺駅前おおぞら保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市天王寺区南河堀町8-21
連 絡 先	電話 06-6772-7021 FAX 06-6772-7020
管 理 者	園長 向井 典子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 6人 1歳児 10人 2歳児 12人 3歳児 14人 4歳児 14人 5歳児 14人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 42人 満1歳以上満3歳未満の児童 22人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	平成26年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	2710051003095

3 施設の目的・運営方針

天王寺駅前おおぞら保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		3 6 2, 4 2 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 4 階建のうち 1 階～3 階
	延べ面積	7 6 6, 8 4 m ²
園 庭		屋上園庭 1 7 5 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	2 室	ひよこ組 (0 歳児室)、りす組 (1 歳児室)
保育室	4 室	うさぎ組 (2 歳児室)、こあら組 (3 歳児室)、 きりん組 (4 歳児室)、らいおん組 (5 歳児室) 各 1 室
遊戯室 (ホール)	1 室	
調理室	1 室	
事務所	1 室	
絵本の部屋	1 室	
相談室	1 室	
屋上園庭		
倉庫	4 室	
子ども・大人トイレ	7 室	
更衣室	1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 2 9 年厚労告第 1 1 7 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 屋上園庭での保育

自然を感じる空間作り。砂場遊び 菜園

(3) 送迎

保護者の方による送り迎え。(通園バスはありません)

(4) 休日保育事業について

就労等の理由により、休日及び祝日に保育を必要とする場合は、休日保育の選考、徴収金の決定など、休日保育事業実施要項に基づいて実施します。

時間：午前 9 時～午後 5 時

- * 給食・間食は提供
- * 利用に応じて領収書を作成します。
- * 詳しくはその都度、実施要項に基づいて実施します。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 4 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	各クラス担当及びフリーとして保育を担う	1 2	1 0	2	
保育補助	保育士の業務を補佐する	1	1		
看護師	園児の健康把握・管理を担う	1	1		
栄養士	給食・間食の事務等を担う	1		1	
調理員	給食・間食の調理を担当	2	2		業務委託

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：00～20：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～20：00）
調理員	正規の勤務時間帯（7：30～16：30）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）・及び祝祭日は休園日となります。尚、3 月 31 日は家庭協力日となります。（ただし、3 月 31 日が休日の場合は前日の 3 月 30 日が家庭協力日となります。）

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

尚、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、18時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分～16時30分内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

<月額制> 日常的に利用する場合や、月10回以上利用の方

- ・ 30分延長 … 1,500円
- ・ 1時間延長 … 3,000円
- ・ 1時間30分延長 … 4,500円
- ・ 2時間延長 … 6,000円

<1回利用> 突発的な理由や、月10回までの利用の方

- ・ 30分延長 … 150円
- ・ 1時間延長 … 300円
- ・ 1時間30分延長 … 450円
- ・ 2時間延長 … 600円

※夕軽食について

19時以降のお迎えになられる場合で、希望の方のみ提供させて頂いています。

1食…¥150

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

(調理業務は日清医療食品株式会社が行います。)

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1		1	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がいのあるこどもの保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がいのあるこどもの保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	ぼく小児医院
医院長名又は医師名	朴 永東
所在地	大阪市天王寺区上本町 8-2-1 クライス上本町 1F
電話番号	06-6775-1053

(2) 歯科

医療機関の名称	横田歯科
医院長名又は医師名	横田 和則
所在地	大阪市天王寺区味原町 13-11-2
電話番号	06-6762-5010

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。																
防災設備	<table><tr><td>・自動火災報知機</td><td>有</td><td>・誘導灯</td><td>有</td></tr><tr><td>・ガス漏れ報知機</td><td>有</td><td>・非常警報装置</td><td>有</td></tr><tr><td>・非常用電源</td><td>有</td><td>・スプリンクラー</td><td>有</td></tr><tr><td>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理</td><td>有</td><td></td><td></td></tr></table>	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有	・非常用電源	有	・スプリンクラー	有	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理	有		
・自動火災報知機	有	・誘導灯	有														
・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有														
・非常用電源	有	・スプリンクラー	有														
・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理	有																
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。																

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 向井典子 広瀬妙子 ・ご利用時間 9:00～18:00 ・電話番号 06-6772-7021 FAX 06-6772-7020 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	佐々木 啓之	電話番号 072-331-6396
	上西 玲子	電話番号 072-332-1777
	坂本 光世	電話番号 072-332-3391
	清水 實道	電話番号 072-331-0922
	川原田 妙子	電話番号 072-335-0796
	倉本 佳明	電話番号 080-3847-1150
	西山 健	電話番号 090-8882-6313

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園総合保険
保険の内容	傷害保険・賠償責任保険

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
0 歳児	6 人	3 人	3 人
1 歳児	1 0 人	1 0 人	7 人
2 歳児	1 2 人	1 2 人	1 2 人
3 歳児	1 4 人	1 2 人	1 4 人
4 歳児	1 2 人	1 4 人	1 0 人
5 歳児	1 2 人	1 4 人	1 4 人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和 5 年度実施	A～B 評価
自己評価の実施状況	毎年度実施	

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により

公表・公示された旨

なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	負担を求める理由及び目的	金額（税込み）
延長保育に係る費用	時間外保育事業に係る保育料	月額 1500～6000 円
幼児主食費	2 号認定を受けた子どもに係る主食費	月額 1,720 円 令和 8 年 7 月 1 日より 2,020 円
幼児副食費	2 号認定を受けた子どもに係る副食費	月額 5,490 円
休日保育に係る費用	休日保育に係る保育料	布団代 100 円
写真代	行事等の写真	1 枚 75 円～300 円
幼児制服 ジャケット	規律ある生活習慣の指導	1 枚 12430 円
幼児男児 ズボン	規律ある生活習慣の指導	1 枚 6270 円
幼児女児 スカート	規律ある生活習慣の指導	1 枚 6600 円
幼児ポロシャツ	規律ある生活習慣の指導	1 枚 3410 円
体操服 ポロシャツ	集団生活の指導	1 枚 3850 円
体操服 半ズボン	集団生活の指導	1 枚 2200 円
幼児 スモック	集団生活の指導	1 枚 3080 円
ポップリュック	持ち物の扱い方指導	1 個 5610 円
幼児 帽子	怪我の防止	1 個 4000 円
遠足に係る費用	公共交通機関利用の交通費・入館料等の徴収	120 円～700 円程度
おたより 0～2 歳児	保育に必要な用品	200 円
出席帳 3～5 歳児	保育に必要な用品	600 円前後

項目	内容・負担を求める理由及び目的	金額
園児バッグ	持ち物の扱い方指導	640 円
ロケットン	保育に必要な用品	1010 円
のり	保育に必要な用品	250 円
パッセル	保育に必要な用品	720 円
そうさくクレヨン	保育に必要な用品	740 円
はさみ	保育に必要な用品	410 円
色鉛筆	保育に必要な用品	760 円
粘土	保育に必要な用品	470 円
粘土ケース	保育に必要な用品	320 円
道具箱	保育に必要な用品	680 円
カラー帽子	保育に必要な用品	1020 円
カラー帽子（0 歳児）	保育に必要な用品	1000 円
自由画帳	保育に必要な用品	230 円
ピアニカ唄口	保育に必要な用品	480 円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する

※ 申し込み後、後日代金を指定口座より引き落としとする。

※ 別表に掲げる価格は、経済状況の著しい変化その他、やむを得ない事由がある場合は、
 相当な価格に変更することがある。